

第三十七回国会 衆議院 商工委員会議録 第五号

昭和三十三年十二月二十日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

海部 俊樹君 神田 博君

菅 太郎君 齋藤 憲三君

笹本 一雄君 首藤 新八君

田中 榮一君 中垣 國男君

林 博君 井手 以誠君

岡田 利春君 東海林 稔君

多賀谷真穂君 中村 重光君

矢尾喜三郎君 和田 博雄君

伊藤卯四郎君

出席國務大臣 椎名悦三郎君

出席府政委員

通商産業政務次 始関 伊平君

通商産業政務次 砂原 格君

官 中小企業庁長官 小山 雄二君

委員外の出席者

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

通商産業事務官 小岩井康明君

(鉱山保安局長)

通商産業事務官 川島 一郎君

(中小企業庁振興部長)

専門 員 越田 清七君

十二月二十日

委員小林ちづ君及び矢尾喜三郎君辞

任につき、その補欠として井手以誠君及び多賀谷真穂君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君及び多賀谷真穂君辞任につき、その補欠として小林ちづ君及び矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

十二月十六日

硫安価格引下げ早期決定等に関する請願(中澤茂一君紹介)(第八七号)消費者物価値上り防止に関する請願(中澤茂一君紹介)(第八八号)は本委員会に付託された。

十二月十七日

電気料金の値上げに関する陳情書(静岡県議会議長岩崎亀外九名)(第七三三号)同(東京都議会議長村田宇之吉)(第七四号)九州電力株式会社の電気料金改訂に関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第七五号)消費者物価安定に関する陳情書(長野県知事西沢権一郎)(第七六号)物価値上げ反対に関する陳情書(函館市東雲町十一番地函館地方労働組合議長朝倉智)(第七七号)中小企業者振興対策確立に関する陳情書(大津市東浦一番町滋賀県中小企業団体中央会長西田善一)(第七八号)中小企業団体の組織に関する法律の一部改正等に関する陳情書(東京都

中央区日本橋茅場町二丁目四番地全国中小企業団体中央会長塩沢達三)(第七九号)

工業開発促進に関する陳情書(大分県議会議長小林政治)(第八〇号)

日中貿易協定締結促進に関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉)(第八一号)

石炭産業保護育成対策確立に関する陳情書(福岡県鞍手郡宮田町議会議長武智信一)(第二二四号)

同月十九日

工場地方分散化に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村会長柴田忍)(第二三六号)

同(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議会議長大村一郎)(第一三三七号)

日中貿易協定締結促進に関する陳情書(東京都中央区日本橋室町二丁目一番地の一富士汽船株式会社取締役社長長岡英三)(第一八〇号)

日中間の輸出入取引決済方式に関する陳情書(東京都中央区日本橋室町二丁目一番地の一富士汽船株式会社取締役社長長岡英三)(第一八一号)

街路燈の電気料金減額に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議会議長大村一郎)(第一八二号)

新総合開発計画事業の推進に伴う工場誘致に関する陳情書(静岡市追手町二百五十七番地静岡県町村議会議長長大村一郎)(第一九二号)

電源開発借入金に対する利子補給等

に関する陳情書(福岡県議会議長野見山清造)(第一九八号)

石炭産業保護育成対策確立等に関する陳情書(福岡県嘉穂郡稲葉町議会議長野見山麻邦)(第二二五号)

輸出振興対策の推進等に関する陳情書(大阪商工会議所会頭小田原大造)(第二二六号)

電力料金値上げ反対等に関する陳情書(岡山市内山下岡山県町村議会議長長吉田二月外一名)(第二二七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

通商産業の基本施策に関する件

石炭鉱害復旧に関する件

○中川委員長 これより会議を開きます。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

前回に引き続き、質疑を続行いたします。

板川正吾君。

○板川委員 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案について、二質問を申し上げます。

今回の措置は国民金融公庫、中小企業金融公庫の三層程度の金利引き下げが行なわれる、これに準じて商工中金においても政府出資を増額して、同様

三層程度の金利を引き下げをする、こういう趣旨でございまして、これに反対する理由は毛頭ございません。

ただ一つお伺いしたいことは、今回の金利引き下げの動機について通産大臣にお伺いをしたいのであります。

御承知のように、今般米国のドル防衛措置によって、このドル防衛に協力するという建前から、イギリス、フランス、西ドイツ、こういったところでも公定歩合を引き下げて協力をして

おる。日本でも大蔵省が銀行側に自主的に金利を引き下げてほしい、こういう要請をしておることは御承知と申すのであります。

その大蔵省の要請で、すでに一部の都市銀行ではみずから金利を引き下げたところもあ

ります。今度のこの商工中央金庫の金利引き下げもそうしたドル防衛に協力する、という建前から行なわれたのかどうか、こういう点をお伺いしたいのであります。

○椎名國務大臣 ドル防衛に関連して、ヨーロッパの金利引き下げは金利がアメリカよりも高いので、ヨーロッパの方に高い金利を求めてドルが流出する、それを防止する、という意味の金利引き下げでございます。また、同じ時期に中小企業の金利引き下げ問題が起

こつたのでありますけれども、これは直接ドル防衛には関係なく、一般の金利に比較いたしまして、中小企業金融の三つの機関はいずれも金利が高いので、これを中小企業のために三層引き下げようというところが前から言われておつたので

ありまして、今回のドル防衛の金利引き下げとは関係がないわけでありまして、

○板川委員 今回の措置がドル防衛には関係ない、わが国の中小企業の金融機関の金利が非常に割高であるから、この機会に金利を引き下げて中小企業の育成と体質改善をはかる、これが提案の趣旨でもあるようでありまして、から、了解できますが、そうしますと、ドル防衛の影響に關係なく、将来さらにこの金利を引き下げていく、こういう方針と考えてよろしいでしょうか。

○椎名国務大臣 今回の三厘の引き下げは、これをもって決して満足するところではない。将来ともに中小企業を育成する意味におきまして、金利の引き下げはやって参りたいと考えております。

○板川委員 中小企業庁長官にお伺いしたいのですが、今回のこの措置はほんとうに中小企業の体質改善に資するため三厘程度の引き下げを行なった、こういうのであります。一体具体的に三厘程度の引き下げによって、どのような体質改善の効果が期待されるか、どういふふうにお考えですか。

○小山政府委員 中小企業体質改善のために、何と申しましても金融面で応援していくというのが一番直接的な大事なことだろと思う。ただ、現状では、中小企業向け金融のうちで、政府関係の三機関が占めております。ウエイトというものは非常に少ないわけでありまして、私どももいたしましては、一般の金融情勢いかによって、中小企業にしが寄るといいますか、そういう刻々の情勢によりましては、

一般金融が繁忙になれば中小企業の方は借りにくくなるか、あるいは金質が非常に悪くなるとかいうことがありますので、今後とも政府関係機関の財政投融資の増強、あるいは金利の引き下げの努力をいたしまして、その分量をふやす。一般金融の情勢いかによって、しが寄らんように、影響を受けまいように努めて参りたいと思っております。今回の金利引き下げによりましてどのくらい体質改善に役立つかというお話であります。これは数字的にはなかなか申し上げにくいことではありますけれども、三厘の金利引き下げということは相当程度中小企業者の金利負担の軽減というこのために役立つものと考えております。

○板川委員 あとでもけつこうです。三厘の引き下げによる影響というものを、資料によつて一つ説明を願いたいと思ひます。それから、大臣にお伺いしたいのですが、政府の所得倍増の方針によると、所得を増加する方法として、まず生産性の高い産業、ある意味では大企業をどんどん育成して成長させる。従つて、一時的には大企業が先に伸びていくのでありますから、中小企業との格差が開く。これはやむを得ない。こういう方針のようでありまして、しかし、あとで中小企業が大企業に追いつくような措置をするならば、所得倍増で企業間の格差は拡大しない。これは池田さんの考え方であらうと思ひます。ですから、所得倍増が企業間の格差を拡大しないということは、所得倍増によつて強い中小企業対策が行なわれて初めてそういうことが実現できると思

うのです。そうでない大企業のみ成長していつて、中小企業の成長が足踏みしておる状態では、池田総理大臣が言う格差の解消をはかるというにはならない、こう思ひます。大企業には社債の発行も増資の方法もありますし、金を集める手段もあるわけでありまして、しかし、中小企業にはない。そういう社債の発行も増資もすることが不可能なわけでありまして、そこで、最近新聞報道によりますと、中小企業者自身が金融機関を作つて転換社債等を発行し、中小企業向けの金融を大いに緩和しよう、増加しよう、こういう動きがあるわけでありまして、一体通産大臣はそういう中小企業の金融機関を作るといふ傾向に対してどういふお考えをお持ちでしょうか。

○椎名国務大臣 所得倍増を実行する上において、まず生産性の高いものが先達になる。その結果、中小企業と所得上の開きが一時出てくるというお話につきましても、必ずしもそうときまつたわけではありませぬけれども、そういうきらいのある面も出て参るかと考えます。ものによつては、大企業の下請け機関となつておりますから、所得倍増の方向に一緒に進むという現象も出てくるかと思ひます。その点にはものによりまして、いずれにいたしましても、近代産業が先達となつて、所得倍増計画というものを実行する上において、中小企業との全部がなくても、大部分のものとの格差が一時的に生じて参る、そういうことのないように極力これに追いつくようにしなければならぬということはお説の通りまことに同感でございます。それで、その施策の一つとして、中小企

業金融に資するための金融機関等が、ある方面において熱心に考えられておるといふことも耳にいたしております。それらの点につきましても、よく状況を調査いたしまして、適当な対策を講じて参りたいと考えております。

○板川委員 中小企業庁長官にちよつとお伺いしますが、政府三機関が、日本全機関が貸し出す金額の全体のどのくらいの割合を、現在中小企業に金融されておるのですか。

○小山政府委員 先ほど三厘引き下げの効果について数字的に説明しようとお話でございましたが、これは数字的に申し上げることは非常にむずかしいのであります。三厘引き下げます結果、商工中金の収入減は三十六年度一ぱい——一月から下げますから三十五年度分も三カ月ありますけれども、それは抜きにいたしまして、三十六年度一ぱいで五億二千万円ばかり減収になります。この減収がすなわち商工中金から借りてゐる中小企業者に与るおことに相なります。それとともに、商工中金の仕事量といたしまして、今年度、三十五年度は約三百億の貸し出しの純増という計画で進んでおります。それが金利引き下げその他等の効果をも含めまして、三十六年度は三百八十五億くらいの純増に持つていけるだろう。約三〇%増しの仕事量の増加ということに持つていけるだろう。そういう持つていけますという一つの原因は、三厘引き下げの効果も役立っております、こういうことが言えるのではないかと思ひます。

それからただいまお話の、全金融機関のうち中小企業向けの金融がどのくらいあるかということではあります。こ

ことしの九月末におきまして、全金融機関の貸し出し残高は九兆六千億でございます。そのうち中小企業向けの貸し出し残高は四兆四千二百億でございます。四六%程度が中小企業に向けられておる、こういうことになっております。そのうちで政府機関の合計は四千二百億、パーセントにいたしまして九・一%ということになっております。

○板川委員 この法案についてはあえて反対じゃないのであります。ただ中小企業の今後のあり方を見ますと、予想されます貿易の自由化による圧迫あるいは所得倍増による格差の拡大等によつて、中小企業の体質改善が一要求されるときに、この程度の金利引き下げというのはまだまだ私は少ないと思ひます。将来大いにこれを強化してまいりたい、こういうことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○中川委員 松平忠久君。松平委員 私はこの際商工中金の根本問題について二、三質問したいと思ひます。大臣のお考えを承りたいと思ひます。

商工中金の金利引き下げの問題には政府出資の増額のほかに、財政上の融資、つまり預金部資金を直接借りるといふ制度を設けなければだめだ、こういうふうにも思ひます。そこでその法律を改正するよりしうがないのであつて、あの項目の中へ商工中金というこれだけの字を入れさえすれば、それで解決するわけです。そうしないから中小企業金融公庫等のまた借りをしなければならぬようなことになって

おる。

そこでこれは多年の要望なんです
が、それに対する大臣の考え方並びに
一体大蔵省と折衝する気持はあるかど
うか、こういうことをまず承っておき
たいと思います。

○権名國務大臣 ごもつともな御意見
でございますが、商工中金はもとと
政府資金に対して債券引き受けをして
もらい、そういう建前をとっておる関
係上、御承知のように預金部資金の直
接の借主になれないという法制上の
建前になっておるのであります。そう
いうことで、なかなかその壁がどうも
破れない、こういう状況になっておる
のであります。

○松平委員 その理由もありましょ
うけれども、それを現状においてはし
やうがないから、商工中金は中小企業金
融公庫等を通じて借りなければならぬ
という妙な格好に今日なっておるわけ
であります。債券発行で政府買い上げ
ということはありませんけれども、しか
しほかの政府系の銀行はことごとく預
金部資金を借りることができるのだ、
これは半官半民のような性質である
からできないのだ、という建前を大
蔵省はとっておるのではなからうかと
思うのです。しかしながら、やはり同
じ中小企業の金融機関として重大な役
割を持つておるこの銀行としては、そ
ういう大蔵省側の議論を克服して、そ
してやはりこの預金部資金を直接借り
入れるという道を開くことに、私は努
力すべきだと思ふのです。そういう努
力を一今日までどの程度続けてきた
のか、現に大蔵省とこの問題について
どの程度一体折衝したのかということ
を、この際聞いておきたいと思いま
す。

○小山政府委員 お話の通りでござい
まして、商工中金は民間出資が入つて
おり、資金運用部から直接貸せるの
は、政府まるがかえの機関しか貸せな
いという建前になっておりまして、法
律もそういうようになっております。

直接借り入れますと、六分で借りられ
ますが、債券引き受けの形でいきま
すと、六分八厘くらいになっておりま
す。これは実はあの法律は司令部が
ドッジ・ラインでこれをやりましてと
きに、そういう建前から一歩ずつ直
して、それ以前は商工中金も借りられ
ておったわけでありまして。しかしな
がら、お話のように同じ中小企業に貸す
のだからということで、実はその前に
ちよつと大蔵省と交渉したことがある
のですが、そのときに結局結論を得
ませんでした、そのまゝになっておりま
す。最近のような中小企業の金融情勢
でありますから、最近ではちよつと交
渉したことはないのではありませんが、
研究いたしまして、私どもの考えとし
ましては、それをやるのがいいか、も
うちよつと出資その他の増強をやるの
がいいか、そこら辺のかね合ひもあり
ますから、情勢いかんによりまして
は、検討の上なお折衝したいと思いま
す。

○松平委員 情勢のかね合ひで出資を
させる方がいいということ、しばら
く問題には触れない、こういう態度を
今日までとつてきているのではないだ
らうかと思ふのです。しかし自由化の
進展とともに、中小企業の金融難とい
うものは非常に大きな問題になってく
ると思ふ。そこで、今おっしゃつたよ
うに、もともと商工中金は預金部資金

を借りることができたにもかかわら
ず、アメリカ側のあいつたような原
則論によって改められてしまったとい
ういきさつもあることを、われわれ
よく承知しております。ともかく半官
半民の銀行というものはあまりほか
にはない。不動産銀行だけでしよう。
そこで例外的措置として、これを大蔵
省側に交渉するということについて
は、私は十分なる理由があると思ふの
です。ですから、これは近い機会にド
ル防衛あるいは自由化に備えるとい
う意味の大きな理由のもとに、強力に交
渉してもらいたいということを要望し
ておきたいと思ふのです。

もう一つ伺いたいのは、これは系統
金融、組合金融でありますために、そ
の下部機構として、当委員会でも決議
になりましたが、信用組合をよく使
うということが必要である、こういう
前々からの考えで、この委員会の決議
もそうなつておるわけでありまして。
ところが、今日信用組合はたしか五百幾
つかあると思ひますが、その中で代理
店業務をやつておる信用組合は、どの
程度ふえつつあるのでしょうか。そ
の数字を一応伺つておきたいと思ふの
です。本年になりましてから、どの程
度増加されておるかということ、一
応ここでお示し願ひたいと思ふ。

○小山政府委員 本年四月になりまし
てから三十四追加いたしました、その
結果信用組合を代理店として使つてお
ります数は、九月末現在で百七十八に
なつております。信用組合全体の数か
らいいますと、まだ少ないのでありま
すが、毎年二十から三十くらいずつ追
加しております。

ようでありますけれども、まだ非常に
少ない、少ない原因というのは、信用
組合の企業内容がよくないということ
から、自然商工中金におきまして、代
理人業務をこれにやらせるといふこと
にちやうちよしておつた、こういうふ
うに思ふのであります。そこでその根
本問題は、もちろんこれは地方的な都
道府県知事の許可によつて設立される
ものであり、その監督は都道府県と大
蔵省がやつておる、こういうことに
なつておりますが、中小企業等協同組
合法はもとと中小企業庁長官の監督
下にあるわけですから、そこでお伺ひし
たいのは、信用組合の連合会というも
のが絶大なる権限を持つておるわけ
ですが、この連合会に対してあなた
方は監督する権利を持つております
か。

○小山政府委員 信用組合連合会に対
しましては、協同組合法による一般の
監督権はあるわけでありまして、金融
面の仕事等につきましては、大蔵省が
直接監督しております。そういう関係
であります。協同組合法に基づく一般
的監督権を持つていますが、それ以上
の権限はありません。

○松平委員 そこで、中小企業等協同
組合法による、いわゆる組合に対する
一般監督権は、中小企業庁すなわち通
産省が持つておる。ところでその中の
金融を取り扱う信用組合については、
どの程度あなた方はこれを監督する権
限を持つておるか。

○小山政府委員 今申しましたよう
に、組合法に基づく一般的な監督権は
持つておりますが、その行なう金融上
の仕事につきましては、別に法律がご
ざいまして、これによつて大蔵省が監
督している、こういう関係になつてお
ります。

○松平委員 別の法律というのはどう
いうものがありますか、ないと思ひま
すが……。それは中小企業等協同組
合法という一本の法律があつて、それ
に基づいて行なわれておるわけでは
ない。

○小山政府委員 協同組合による金融
事業に関する法律というものがござい
まして、これによつて大蔵省が……。
○松平委員 そういう法律はあります
けれども、一般の監督規定の中にかな
り詳しい規定があるわけでありまして。
そこで、私はこういうことを言いた
いのです。商工中金は明確に共管に
なつておる。しかも通産省が商工中金
にはかなり熱意を持つて監督指導して
おります。その下部機構で系統金融機
関として育てなければならぬという
信用組合に対してはあなた方は業務上
の監督権がない。しかもそのガンをな
しておるところの連合会、これに対し
ては監督も何もなし。そういうことで
うまいくかどうかというのを私は
疑問にしておるわけです。そこで考え
られるべきことは、少なくとも信用組
合の連合会は連合会組織であつて、現
行法に基づくならば、これは大蔵省の
直接の監督下にあるわけでありまして。
連合会を通じていろいろなことが行な
れておる、金融措置が行なわれてお
る。その連合会に対して、あなた方は共
管をなぜ主張しないのか。そうしなけ
れば、一体とした組合系統の金融機関
というものはうまいくか、ない、こうい
うふうに私は思ふ。今日連合会が非常
な悪事を重ねておることは、よく御承

知の通りなんです。こういうものをこのままに存在させておいたのではだめなんです。これにメスを加えていかなければ、この組合系統の金融の体系というものはうまくならない、こういうふうに思います。そこでやるべきことは、商工中金並びに連合会、連合会を通じてさらに下部の信用組合、こういうものまで一連の系統ある金融体制というものを整えていく必要があるものであって、それには今日の監督規定というものをそのように調整を加えていかなければならない、こういうふうにおわれわれは考えておるのだけれども、これに對する大臣の所見はどうであるか、伺っておきたいと思ひます。

○椎名国務大臣 まことに適切な御意見でありまして、そういう方向にぜひ進めて参りたいと考えております。

○松平委員 大臣は何でも適切だと云うが、今根本的な問題に觸れたんだけれども、一つ椎名大臣が就任した機会において、何とかこの問題を解決するために、適切な意見であるならば、これを具体化の方向へ進めていくというために努力をしてもらいたいことを要望して、私の質問を終わります。

○中川委員長 他に御質疑はございせんか。——他に御質疑がないようでありますので、本案に対する質疑は終局するに御異議ありませんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、本案に対する質疑は終局いたしました。

○中川委員長 引き続き本案を討論に付するわけですが、討論の通告

がありませんで、これを行ないませ直ちに本案を採決いたします。御異議ございせんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、これより商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を採決いたします。

○中川委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○中川委員長 この際、本案に對し、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案の附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。板川君より趣旨の説明を聴取することといたします。板川正吾君。

○板川委員 私は、自由民主党、社会党、民主社会党を代表いたしまして、本法案に對する附帯決議を提出いたしたいと存じます。

まず案文を朗読いたします。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、中小企業金融対策として、昭和三十六年度においては、商工組合中央金庫をはじめ、政府関係中小企業金融機関に對する財政投融資額をさらに増大し、資金源の増強と貸出金利の引下に資するよう措置すべきである。

以上であります。先ほども申し上げましたように、中小企業の金融問題は今後非常に重要な課題でありますので、この決議をされまして、さらに強力な金融措置を講ぜられるよう望みます。

以上をもつて附帯決議の提案の説明を終わります。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議につきましては、別に発言の申し出もありませんので、本動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中川委員長 起立総員。よって、本動議は可決され、本動議の通り附帯決議を付することに決しました。

この際、始閣政務次官より発言を求められておりますので、これを許可いたします。始閣政務次官。

○始閣政務次官 ただいまの附帯決議の御趣旨はまことにごもっともでございまして、ただいま政府の部内におきましては極力その御趣旨に沿うよう努力をいたしております次第でございまして、今回決議がございまして、さらに一そう強力に御趣旨の貫徹をはかりたいということを申し上げる次第であります。

○中川委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に對する委員報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございせんか。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中川委員長 通商産業の基本施策に

関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員 昭和二十六年当時、戦争中の混乱による被害であります特別鉱害を除いて、一般鉱害の累積鉱害の量が二百三十三億九千七百円でありました。そしてその調査に基づきまして、本委員会におきまして臨時石炭鉱害復旧法が昭和二十七年に成立したわけでありまして、その後この法律に基づいて復旧進捗状況はどういうふうになつておるか。昭和三十三年の七月末で失効するわけでありまして、この復旧状態をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○今井説明員 あの当時全体で二百三十億の鉱害があるということでありまして、臨時鉱法の対象としたしましては百十億、こういうことに決定いたしました。それに基づいて鋭意復旧を進めて参りました。本年度で八十億の鉱害の復旧が完了する、こういう予定でございまして、来年度あるいは再来年度の七月までにおおむね百十億の復旧を完了する計画で現在進めております。

○多賀谷委員 その後さらに三十億程度の新たな鉱害が発生しておるわけでありまして。現時点における累積鉱害はどのくらいであるかお聞かせを願ひたい。

○今井説明員 その後本年になりまして十一月末に鉱害のその後の調査を完了いたしました。その調査の結果によりますと、現在累積しておる鉱害は約二百六十二億、こういうことになっております。

○多賀谷委員 そういたしますと、結局復旧しても復旧しても鉱害量はふえておるといふ形になるわけですか。

○今井説明員 数字の上から申しますと、お言葉の通りでございます。これは、この前に調査をいたしましたときは、約二百三十億という鉱害の量があつたわけでありまして。これはその当時、まだ鉱害の調査方法が確立しておりませんで、それぞれ鉱業権者が自分の基準でもつていろいろ調査しておりました。市町村の場合も同様でありました。従つてそのときの調査というものは、調査方法がやや非科学的であつた。そういうことの結果、鉱害の量が実際よりも少なく出た、こういうふう

に推定せられるわけでありまして。その後いろいろと鉱害の復旧の経験

を積みまして、各関係省において鉱害の査定をいろいろやりました結果、今度の調査の場合は方法等も相当科学的に行ないましたので、二百六十二億という相当大きな鉱害になつております。お話しを通り、今まで毎年十五億から二十二、三億の鉱害の復旧を累年やってきておりますけれども、結局それだけ押せ押せになりまして、こういう累積鉱害が残つておる、こういうこととあります。

○多賀谷委員 そういたしますと毎年ふえておるのですか。鉱害というものは復旧してもなおふえていく状態にあるのかどうか。

○今井説明員 現在の復旧の程度では若干ずつふえていく、こういうふうに見ております。

○多賀谷委員 現在鉱害の起こつております地域は、失業者が非常に多く発生して、就労に困つておるといふ現状です。ですから困つておるといふ失業対策の一環として鉱害復旧の問題を取り上

げられておりますけれども、しかし現実の数字は、まだ鉱害が復旧をしても量がふえておるといふことは、これは何をいっても政治の貧困、どこかに欠陥があると考へなければならぬ。これについて政府はどういうふうにお考えであるか政務次官からお聞かせ願いたい。

○始関政府委員 鉱害の復旧につきましては、事柄自体からいたしまして急速な復旧を要する次第でありますし、またたゞいま御指摘のように、炭鉱地帯における失業対策といつたしましても適切な事業であるとも考えられますので、御承知のように今日まで鉱害復旧関係の予算の措置等は漸次増強いたして参つたのでございますが、結果いたしまして参つたお話しのような数字になつておりますことは非常に遺憾でございます。ただいま御承知のように鉱害復旧法の延長の問題その他いろいろ問題がございますが、今後の対策に当たりますれば、鉱害を急速に減らすという趣旨におきまして、予算の獲得あるいは金融措置その他遺憾なきを期して参りたいと思つておる次第であります。

○多賀谷委員 年々発生する鉱害の量よりも復旧の量が少ないといふのはどこに欠陥があるのですか。単に予算が少ないといふことだけですか。

○今井説明員 これは先ほどちよつと申しましたように、最初の鉱害の調査をいたしました方法が非常に不十分であつたといふことで、あの当時といつたしましては、一応毎年出てくる鉱害はあれで解決し得ると思つてやつたわけでありまして、その後実は十年間いろいろと経験を積みまして、今日先ほど

申しましたような累積鉱害がまだ二百六十二億もあるといふことが、非常にはつきりして参つたわけでありまして、もちろんこういう累積鉱害が残りましたといふことは予算が少なかったといふこともありますが、同時にやはり鉱害復旧といふものにつきましてみんなが経験が非常に浅くて、その点から見ても実態がはつきりしなかつたといふことに、実は原因があると思つております。

○多賀谷委員 この状態でいきますと、被害者でも少なくとも十年間がまをしなければならぬといふ形ですね。十年後でないで復旧ができません。これは形式論です。機械的に議論しますとそういうことになる。ですから鉱害の問題は被害者としては全く予想し得ない問題でありますから、これはあらゆる施策を講じて早く復旧する必要がある。そこで現在のような遅々として進まざる状態では私は非常に遺憾で、ことに今市町村におきましては緊

急就等をやりましても適當な事業がないのですよ。失業対策をやろうにもなかなか事業そのものがない。まず土地の買収が要る。道路を作れたつてその簡単にいかない。ですから鉱害といふのは、失業対策の面から見ると最も適切な仕事なんです。しかも今あれだけ多くの人が失業しているのですから、政府はこの鉱害の復旧の速度を今の速度よりも少なくとも倍ないし三倍ぐらゐの速度でやれば、鉱害の量の方も減りますし、また失業対策としても非常にいい、こう思ふわけです。ですから明年度の予算は一体どのくらい要求されているか、これをお聞かせ願いたい。

○今井説明員 全体の鉱害量にしましては約十一億七千万円要求をいたしております。

○多賀谷委員 年々の新たな鉱害といふのはどのくらい起こつてゐるのですか。私はざつと三十億と言ひましたか、大体どのくらい起こつてゐるのですか。

○今井説明員 先ほど申しました数字から推しまして、われわれのところでは二十三億から四億といふふうに現在推定いたしております。従つて最近のペースでは、発生する鉱害量は一応まかない得るというところまで予算は来ております。これは二十四億円で申しますが、補助金は十一億七千万円で復旧のわけでありまして、そのほか自己復旧、あるいは金銭賠償による打ち切り、そういう補償がさらにそれに加わつてゐるわけでありまして。

○多賀谷委員 私は二十三億程度の年々の新たな鉱害よりも、復旧をしな

ければならない度合いが一そう早く起こつてくるのではないかと思ふ。それは最近閉山になつたつある炭鉱が非常に多い。ことに昭和三十八年度までに政府の計画通り能率を非常に上げ、二十五トン程度に、さらにまた炭価を千二百円程度下げたといふことを強行するならば、かなりの山をつぶさなければならぬといふ状態である。山はつぶれるけれども、復旧をしないわけにはいかない。そういうつづいていく山に限り放置されている鉱害量が非常に多い。ですから私は二十三億程度発生して、二十四億程度の復旧が行なわれるという程度では、これは解決しないと思ふのです。これは加速度的に來ますよ。ですから昭和三十八年度までに、その合理化を強行するならば、

○今井説明員 整備事業団の買上げの関係につきまして、鉱害問題が解決しないといふいろいろ紛争が起つてゐることは事実であります。これはいろいろと買上げの際に鉱害がはつきりしなかつた、あるいは鉱害がはつきりしておつたといふことで契約いたしましたか、その後また新しい鉱害が発生したといふこと等もございまして、実は今、門を閉じておるといふわけではございませぬが、そういう紛争が起つておるわけでございます。これは鉱害の量にしまして、さう多くのものではございませんかと思ひます。

○多賀谷委員 膨大な量等から見ますと、やはりこういう問題についてはもっと根本的な解決方法、もう一歩前進した方法をとりたいといふふうに考へております。

○多賀谷委員 臨鉱法は時限立法です

な措置を講じて参りたいといふふうに考へてゐる次第でございます。

○多賀谷委員 これは政府としては根本的に復旧に乗り出す決意がないと、大へな状態になると思ふのです。すでに部分的ではありますけれども、筑豊では社会問題になつてゐる。買上げをいたしました石炭鉱業合理化事業団は正門を閉鎖しておるといふ状態です。裏門からそこを突入。そして押しかけられておる。ですから現実には買上げをする機関が、この鉱害のしわ寄せを全部背負つておるといふ状態です。いやしくも政府の機関に正門を締めるというふうなふさぎなことをやらすべきでない、こう考へるわけです。これについてどういふふうにお考えですか。

○今井説明員 整備事業団の買上げの関係につきまして、鉱害問題が解決しないといふいろいろ紛争が起つてゐることは事実であります。これはいろいろと買上げの際に鉱害がはつきりしなかつた、あるいは鉱害がはつきりしておつたといふことで契約いたしましたか、その後また新しい鉱害が発生したといふこと等もございまして、

○多賀谷委員 臨鉱法は時限立法です

が、昭和三十三年七月の末に失効するわけですが、本年の四月の六日、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正が通過をいたしました。本委員会は附帯決議を作ったわけですが、これは、臨時法について十分検討して早く恒久的立法を出せという附帯決議を出したわけですが、その後どういふ検討をされ、またこの法律の延長をどういふように考えられておるか、お聞かせ願いたい。

○始開政府委員 本年の四月に、本省内に臨時石炭鉱業復旧法改正研究会を設けまして、なお五月の末に至りまして、鉱害の多発したところから、同法の通産局にも同じく鉱害の研究会を置きまして、鋭意検討を続けて参りました。九月の十四日に石炭鉱業審議会に学識経験者からなりまする鉱害対策部会というものが設けられて、石炭鉱害対策について検討を加えて参りました。この部会におきましては、去る十二月の一日に次のような中間報告をなすべきであると決定をいたしましたのでございます。この趣旨に基づきまして、二十三日に開かれまする予定の審議会の議を経まして、答申がなされる手はずになっております。その中間答申と申しますのは、鉱害の現状から見まして、臨時石炭鉱業復旧法は当然延長しなければならぬということを前提にいたしまして、鉱害復旧事業団の融資機能の強化と、それから緊急認定制度につきまして可及的すみやかに措置すべきである、臨時鉱害復旧法のその他の問題点につきましては、鉱業法の改正の検討と並行的にさらに審議を続ける予定である、このような答申が近く石炭鉱業審議会の方から政府に提出せられる

ことになっておりますので、これを受けて、政府といたしましてはその趣旨に沿うように立法上の手続を進めて参りたい、このように考えておる次第でございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、石炭鉱害復旧事業団の融資機能の強化と、緊急認定制度を除いた根本的な問題点というものは、鉱業法の改正と相俟つてその際考える、こういう趣旨ですね。

○始開政府委員 さようでございませう。

○多賀谷委員 そういたしますと、いわばその程度の改正でありまして、この際延長する法案を出しておかれるのが至当ではないかと思う。というのは、時限立法でありますから、昭和三十三年の七月までに、自分の被害を受けた家屋あるいは農地、それらをぜび計画の中へ入れてもらいたいという現地のトラブルがあるわけですね。それは、必ず政府が三十三年の七月からずっと延長することがはっきりしております、法律も必ず通過するといふ見通しでもあれば別ですけれども、最近の国会の状況を見ますと、いろいろな問題が空白ができるおそれもある。しかし現地におきましては、自分の家屋なら家は、ぜひ復旧を昭和三十三年まで計画に入れてもらいたいという要求が強いのです。そうすると要らざる摩擦を生ずるわけです。ですからこの際政府は、すみやかに次の通常国会において、今お話がありました鉱害対策部会の答申の範囲において、延長法案を出す意思があるかどうか、お聞かせ願いたい。

○始開政府委員 先ほど御報告申し上げました事項の中に、鉱害復旧事業団の融資機能の強化の問題と緊急認定制度の問題がありますが、こういう内容の問題を取り入れた鉱害復旧法の改正案を、本年の一月か二月に提案いたしまして御審議を願いたい、かように存じております。

なほ延長の問題につきましては、まだ政府内部の意向がまとまっておらず、ようございませうが、一つできる限り御趣旨に沿うようにいたしたいと思っております。

○多賀谷委員 続いて私は、制度的な問題について二、三質問をいたしておきたいと思ひます。

まず現在の供託金制度の活用についてです。はたして現在の供託金制度といふものが効果を上げておるかどうか。さらにまた石炭合理化事業団が現在買上げられておられますが、その買上げにおる炭鉱の実情は、ざつと申しますと、ある炭鉱のごときは三千七、八百万円の買上げ資金に對して、鉱害がそれをオーバーしておる。やつと折衝をして三千五百万円程度で折り合はせておる。労働者は千九百万円からの退職金その他の債権を持っております。したけれども、もう予定の金額はわずかに五十五万七千円。二百八十五名の労働者がおるわけですね。そうして千九百万円からの債権を持っておいて、たつた五十五万五千円しかもらえぬのです。そうして鉱害は三千五百万円もある、しかも、それも実際は二分の一か三分の一にまで減らされておる話なんです。だから一体この供託金制度といふものが、買上げられた炭鉱の場合にどういふ効果を現わしておるか、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

○今井説明員 供託金の問題につきましては、これは鉱業法でもって二十円以内ときまつております。この金額の問題、それから供託金というものが法務省に積み立てられまして、現在三億ないし四億程度あると思ひます。これがほんとうに効果的に運用されておるかどうかといふことにつきましては、われわれも相当疑問を持っております。これをもう少し効果的に考えるべきじゃないかといふことにつきましては、現在鉱業法の審議会にそういう問題も提出いたしまして検討いたしておりますが、この金額を引き上げるとか、この問題につきましては非常に古いきまつて、それだけあつてきまつておりました、それを簡単に引き上げるといふことは非常に困難な状況でございます。しかしせつかく積み立てられておる金額といふものが、現在法務省の中に供託金として死蔵されておる、こういう状況でございますので、少なくともこういう鉱害復旧を早くやらなければいかぬという場合には、そういう金につきましてはできるだけ効果的に活用したい、こう考えております。

○多賀谷委員 私が言つておりますのは、たとへば、今ある炭鉱の例を申し上げます。上がたのですが、その三千五百万円から三千五百万円支払わなければならぬというふうな炭鉱の場合、どのくらい一体供託金が残っておるか、こういうことをお聞きしたいんです。

○今井説明員 これは個々の炭鉱によつて実は事情が違ひますので、その場合にどの程度供託金が残つておるかにつきましては、ちよつと今のところわかりません。

○多賀谷委員 これは別の機会でもいいですが、終山をするときに供託金がなければ意味がないですよ。そこでこの供託金制度についても、私はかなり疑問を持つのは、金額が少なくて役に立たないといふのが第一。その次に、これを途中で返して参りますね。ところが終山をするときに鉱害がないかといふとそうではない。莫大の鉱害を抱えておる。途中で鉱害の供託金は、そのある部分について完成をしておるからといふので返して参りますね。こゝろは、これは供託制度の精神を曲げたものではないかと思ひます。その資金の活用という点はまた別です。これは別ですが、その鉱業権者に直接返すといふことが、私は非常に問題ではないかと思ひます。ですから私が聞きたいのは、一体三千五百万円もの鉱害を持つておるところは、大体どれくらい供託金を積んでおたのか。一例なんですけれども、私はぜひそういう点を知りたいと思ひます。資料がなければ、後刻でつけようですから資料を出してもらいたいと思ひます。

○今井説明員 その点は現在ちよつとわかりかねますので、よく調べまして資料を提出したいと思ひます。

○多賀谷委員 先ほどから申し上げておりますように、最近終山が繰出しておるといふ状態です。ところが炭鉱が操業しておりますと、水道とかあるいは灌漑用水とか排水の処理というものは、炭鉱自体がやっておりますからこれは問題ないのです。終山をいたしますと、その後は一体どういふ管理をだれが責任を持つてやるのか。炭鉱だつて終山後に永久的に責任を持つていふことも、制度としてはなかなか問題があるだらうし、運用としてもこれはまた問題がある。だからこゝろの問題を一体どういふ機関でやるのが適当であ

るか、この点についてどういふふうにお考えであるか、お聞かせ願いたい。

よ。その将来にわたつての管理費用をどうして見積るかということは、これはなかなかむずかしい。ですから、そういうものがむしろあの地域では一つや二つではないのです。何百というの将来にわたつての管理制度というものを、今から考えておく必要があるのじゃないか。いなもう考えて出発する必要があるのじゃないか、こういふふうには考えるわけですが、それについて局長どういふふうにお考えですか。

○今井説明員 閉山に伴ないまして、たえばお話がございましたような炭鉱の水道の問題等がありますが、水道にも鉱害の水道とそれから炭住の水道と両方あるかと思ひますが、現在鉱害の水道につきましては、これは閉山いたしましてその住民の鉱害水道でございますから、これは市町村にその管理を委託しておる、こういう状況でございます。炭住等の場合は、これを買上げました場合は合理化事業団が管理する、こういうことになっております。この問題につきましては、実際問題としていろいろとトラブルが起きておるようでありまして、こういう公共的な性質を持つておる水道等につきましては、やはり市町村にお願いするのが一番いいかと思ひますが、この管理費用、そういう管理維持の問題につきましては、やはり何らかの方法で、この費用を捻出するというのが考えられてしかるべきじゃないかというふうに実は考えております。できるならば、この鉱害復旧事業団というものを強化いたしました際に、こういう問題につきましても何らかの効果的な方法を、実は発見したいと思ひまして、今研究いたしておる次第でございます。

○多賀谷委員 管理費用を何らかの形で補助するということも考えられるでしょうけれども、むしろ単に市町村に管理をゆだねるとか、あるいはその関係者の組合管理にするとかいうことでなくて、復旧事業団が何かそういうものを、半永久的に管理したらどうか。これはトラブルが絶えないのです。

○今井説明員 抜本的に考えるならば、今先生のおっしゃったような方法も考えられますが、しかしこの鉱害の水道の問題と、そういう公共的な施設につきましては、私はやはり市町村が、いろいろ住民との関係でございますので、間に立っていただくことが、日本の現在の社会生活からいって、むしろ適切じゃないのか、実はただいままでそう考えております。これは実際のトラブルが起きておる状況等を、もっとよく調べまして、そういう方法ではトラブルが起きてしまうのではないという場合には、さらにまた他の方法を考えなければならぬと思ひます。現在のところは、やはり市町村というものの間に立っていただく方が適切じゃないか、こういうふうにお考えしております。

○多賀谷委員 上水道なんかは、普通鉱害でなくても市町村がやっておるのですから、むしろ市町村がこれは管理した方が私はいいと思うのです。しかし灌漑用水とか排水というふうな、常時排水しておかなければならぬという

よりな地点があるでしょう。ですから、こういうことは、やはり単に関係者だけの組合管理ということよりも、あるいは市町村でも今まで例がないから、なかなか引き受けぬでしようから、制度的に考える必要があるのじゃないか、こう思つておるわけですが、これは一つ今後御研究願ひたい。

次に盗掘による鉱害、鉱害とはあなただけは言わぬわけですから、盗掘による被害、これはやはり鉱業法上の鉱害と見るべきじゃないでしようか。この改正の際にはどうすれば、改正の際に見て何か処置しないか、なかなか被害者としては納得のいかないものがある。しかもその地下をだれが掘つておるか検査するわけにいきませんし、また立ち入りの権限もない。ところがたまたまそれが盗まれて、あるいはよそから掘られておるのだ、だから家屋が崩壊しても鉱業権者に責任もないし、またその家屋の復旧あるいは農地の復旧等は補助金もつかない。これはどうも矛盾していますね。被害者保護の立場にある賠償規定としては、この点は遺憾ながら法がミスをしておる、こういったも過言でないと思ひます。

○今井説明員 先生のおっしゃる点は、よくわかるのでございます。何分この臨鉱法の鉱害というその鉱害の範囲

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

は、鉱業法でいう鉱害をいつておりまして、鉱業法では、御承知のように鉱業権者による鉱害、こういうことになつておるわけですね。しかしこの臨鉱法の鉱害の範囲をほんとうにどうするのだという問題は、実は非常に大きな、また非常に重要な問題であると思ひます。先ほど申し上げました鉱害対策部会でも、この問題の検討をやつて参つたのでありますが、ちょうど鉱業法の改正と並行いたしておりまして、鉱業法の改正と個別にこれをやることは、やはり問題が問題だけに、実は鉱業法の改正と一緒にからめてやりた

それで消火をやっていたにいたっている、
こういふ現状でございます。ただ、こ
れは何分にも炭層が燃えておるとい
う状況でございます。それを消火する
という方法は、これは専門家に聞か
すと、なかなかむずかしいということ
で、福岡の通産局に、そういう専門
家を集めて、そこで消火対策委員
会を設けて、消火の方法、やり方
につきまして、その委員会でも検討
してもらい、実際に消す施行は田川市が中
心になってやっていただく、こうい
う考え方であります。

○多賀谷委員 費用はどこから出るの
ですか。

○今井説明員 この費用をどこから出
すかという問題が、非常にむずかしい
問題でございますが、現在の鉱害法と
いうものは、鉱害を復旧する、倒れた
家を直す、そういう原形復旧の法律で
ございまして、あるいは鉱山保安法と
いう法律によって保安による消火命令
というものも現在鉱業権者に對しては
出せませんが、あるいは盗掘の場合には
非常にその点がむずかしいというこ
とで、現在はその金を出す方法として
、消防法の適用というのを考えて
おります。そこから市町村に對して特
別交付金ということを目指して考
えていただく、そういう形になってお
ります。

○多賀谷委員 火災の問題も、私は今
後やはり起こり得る可能性があると思
います。事業団が買い上げましたその
家屋を一般の住民に売り渡した後に、
そのボタ山の火が家屋の下に炭層を燃
やして非常に困った例が先般もあつた
わけでありまして、これは事業団の方
から若干の費用を出して消しとめたわけ

ですけれども、しかし責任の所在とい
うものはこれははっきりしないので
す。そうしてそれが費用を出すかとい
う問題を厳密に言いますと、これはま
たむずかしい問題が起る。ですから、
これもやはり鉱害と考えて、今後この
処置を制度的に解決する方法を考
えておく必要があるのじゃないか、こ
ういふように考えるわけですが、それ
についてお聞かせ願いたい。

○今井説明員 おっしゃる通りに、こ
ういふ盗掘、侵掘の場合においては、非
常に複雑な法律関係になりますので、
これについてはやはり何かのうま
い方法を考えなければいかぬという点
については同意でございます。ただ何
分先ほど申しましたように、いろい
ろな従来の法律の経緯もございますし、
せっかく鉱業法の改正審議会をや
っておりますので、やはりそれと並行
してやっていきたい、こう考えます。

○多賀谷委員 純然たる炭層に火が
ついて燃え出したというものは何にな
りますか、盗掘になりませんか、盗掘と別
に。

○今井説明員 炭層が燃えておるとい
うのは、これは普通の森林が燃えてお
るといふことと、法律的に言いますと
同じこととございまして、かりに炭層
を掘りまして、その掘った石炭が燃え
ておる、こういう場合はその鉱業権者
の問題になります。炭層がかりに自
然発火しておる、こういう場合には、
ごく法律的に厳密に申しますと、山の
木、森林が燃えておるといふだけであ
りまして、これについては、もちろん
所有者は消火したいでしょうが、かり
に焼けてもしようがないのだというふ
うな場合は、現在ではやはり一応法律

的には消防法の適用ということになる
のじゃないか、これは私の個人的な見
解でございますが、そう考えます。
従つて炭層が自然発火で燃えておる、
そういう場合には、現在の鉱害という
概念にも入りませんし、鉱山保安法の
適用対象にも厳密にいうと入らない、
対象にならない、こういうことでござ
います。

○多賀谷委員 この鉱山の所有者が何
ら操業をしないで、自然発火で燃えて
おる、こういう場合は森林が燃えてお
ると同じでしょうね。ところがそうで
なくて、ボタを捨ててある。その方面
から火が入ったという場合、こ
れはやはり鉱害として処置する以外に
ないんじゃないかと思うのですがね。

○今井説明員 それは確かに森林が燃
えておる、炭層が自然発火した場合と
今おっしゃいましたような掘ったボタ
が燃えついたという場合とは、事情が
違ふと思ひます。これはいろいろ個々
のケースによつて検討しなければなら
ぬと思ひますので、もう少し具体例に
ついて研究したいと思ひます。

○多賀谷委員 次に私は鉱害紛争処理
について、その実情と制度の改正を質
問したいと思ひます。

現在和解仲介制度があるのですが、
この仲介制度はどのぐらい活用され、
どのぐらい予算を組んでおられるか、
お聞かせ願ひたい。

○今井説明員 和解仲介員は十五人
で、現在五十万円程度の予算で運営
いたしております。昭和三十四年の一
年の和解仲介で解決いたしました紛争
の件数は、申し立てが二十五件でござ
いまして、解決いたしましたのは四件
でございます。こういうことになって

おりますが、そのほかに、いろいろ、
ただあつせん——和解、仲介でなく
て、通産局が事実上あつせんいたしま
して解決いたしました件数は、これは
全体が五百十三件で、そのうち解決
いたしましたのが二百二十五件、こ
ういふことに相なっております。もう少
し詳細は、また調べて……。

○多賀谷委員 私はこの申し立て件数
が意外に少ないと思ひます。紛争
の割には意外に少ない。それは機能に
對する、その機能に對する信頼がない
と、それはどちらかに片寄つてい
るという意味ではない。それもあるで
しょうけれども、むしろその仲介に出
てみたところで、なかなか解決しな
い、そしてすぐ来てくれない。要す
るに機能が十分發揮されてない。第
一、五十万円と十五人の委員でし
ょう。手当てだけ考えましても、年間
から、一体これだけのトラブルを
あつせんをし、調停をすることができ
るかどうか。開店休業とは申しませ
ん。開店休業とは申しませんけれど
も、これではできません。

○今井説明員 ただいま五十万円と申
し上げましたが、これは委員の手当と
旅費だけでございまして、その他実
際には、通産局の関係者が現地に相
行つて調べておられますが、これは別
な件数でございまして、ただ、和解
件数が非常に少ないんじゃないかとい
うこと、これは確かに私も少ないと思
ひます。しかし、それまでに、通産局
のあつせんによつて相当解決してお
るという事例、先ほど申し立てたよう
に、年間で五百十三の申し立てがあ
りまして、その大半が一応解決してお
るという状況でございますので、必ずし

も——まあこの件数としては、一応こ
こにあつせんのか、あるいは和解仲
介という形か、いずれか上がつてき
ておる、こういうふうにも考えられ
ると思ひます。

○多賀谷委員 局長は本省におられ
て、現場は必ずしもこの機能が活用
されておるとは考えられぬですね。そ
うしてトラブルが絶えない、それから
トラブルのあつた場合に仲介に出すとい
うような慣行ができてない。できて
ないのは、出したいけれども結局解決
しない、なかなか調査にも来てくれ
ない、こういうことにかつておると
思ひます。年間一人三万円程度で、
これはまあ弁当代くらいでしょう。労
働委員会だつて今一人の委員に月一
万五、六千円あるいは二万円くらい
出しておるわけですね。ですから、こ
れだけトラブルのある非常に困難な
仕事をされる、しかもこれは有識者
でなくちゃならぬ。ですからこれら
の費用を組んでおかなければ私では
できないと思ひます。少なくとも委員
の何名かは常任的な給与を出すくら
いの費用を組んでおかなければ私
ではできないと思ひます。あえて言
うならば、労働委員会のようなシス
テムにして、事務局をばんと置くくら
いの価値があると思ひます。最近
は労働事件よりもこの鉱害の方が非
常に多いのですから、鉱害の紛争は
大へんなものでしょう。ですから、
やはり対立があつたら、鉱業権者も、
あるいは被害者もその機関に申し
立てをするという慣行を樹立する必
要があると思ひます。この点につ
いて政務次官はどう思ひますか、お
聞かせ願ひたい。

○始開政府委員 九州その他の鉱害の多い地域の実情から申しまして、ただいま多賀谷さんのおっしゃったような実感を持っておられることは、まことにごもっともだと思つてございまして、一面におきまして申し立て件数の少ないことは、予算をとるのには困るという事情にもなるわけでございますが、実を申し上げますと動きがにぶいから申し立てがないというふうにもなると思つてございまして、どうも本年度の予算要求には増額した要求を出していいまいやうでございますけれども、緊急に相談をいたしまして善処いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 始開さんは資源庁におられたですから事情はよくわかつておると思ふ。ですから一つぜひ御努力願ひたいと思ふ。

次に、最後ですが、私は鉱害復旧については、紛争になっておるいろいろな点、たとえば鉱区域で、Aという炭鉱の鉱害であるのか、Bという炭鉱の鉱害であるのか、依然としてはつきりしない。それは制度としては、鉱業法でそういう場合を予想して書いてありますけれども、事実問題としてなかなか解決をしない。あるいは鉱害であるのかないのかということがかなり紛争になる。通産局では、これは鉱害でない、こういう照会のあつた事件について回答をしたの後に、買い上げする場合にこれは鉱害であるといつて復旧した例もあるんですね。これだけ権威がないんですよ。ですから、これらの問題は今後だんだん鉱害の量が累積をされるし、また一方においては山が終山になつていく、こういう形の中において、どうしても私は全国一本で、たと

えば労災保険のように資本力のある炭鉱の被害も、あるいはまた零細な中小炭鉱の被害も画一的に補償してやるという制度が必要ではないかと思つておる。これをやらなかつた紛争は絶えないと思つておる。ですからこの問題については根本的な臨鉱法改正の際に考えてもらいたいと思つておる。このままではいけません、社会問題がだんだん激化するだけですよ。ですから労災のやうに一本、鉱害復旧事業団なら鉱害復旧事業団が一本で賠償を全部やる、各炭鉱はそれに見合つた納付金を納めていく、それから政府は一本で補助金を出す、こういう制度が必要ではないか。そういったしませんが、個々の折衝に当たつておる被害者も、あるいは加害者も大へんな状態になると思つておる。これらについてどういふふうにお考えであるか、次官から御答弁を願ひたい。

○始開政府委員 ただいまお話のように鉱害の認定、特に責任者の認定等につきましましては、いろいろなトラブルのあることも承知いたしております。そういうような見地も含めまして、ただいま根本的な対策について一つの御提案があつたわけでございますが、ちょうど法律の改正の時期にもなつておりますので、一つの重要な論点といたしまして研究を進めて参りたいと思ひます。

○中川委員長 伊藤卯四郎君。○伊藤(卯)委員 先ほどから多賀谷委員からそれぞれ具体的な問題について質問し答弁をされておるわけでありまして、答弁がその回答になつておる点が多くなつておると思ひます。そこで私も大きな問題の二、三点についてだけ一つ伺つておきたいと思ひます。その第一は、臨鉱法の延長に伴つて改正案を考慮しなければならぬということ、始開政府委員等の答弁の中にも伺へまして、私喜んでおる一人でもあります。そこで今錯綜しておる鉱害の判定の問題について、たとえば一つの町に鉱害が起つておる、その下をA、B、Cの炭鉱が掘つておる。そこでA、B、Cの炭鉱は私のところでない、私のところでないといつて、その鉱害の責任を負おうとしておりません。そういう点から私の知る限りにおいても二十年以上もそのまま解決されないで、被害者は非常に困つて泣いておるというところがあります。およそ通産局の監督機関において測量調査が完全に行なわれておるなら、直ちにどの炭鉱からよつて起つた鉱害であるかということ、は、すぐ裁定が下されるはずであります。ところが役所側ではやはり鉱業権者に気がねをしてその裁定を下し得ないで、鉱害はそのやうに何十年も放置されておるということ。こういうことは、私は役所としてはなほだ不見識きわまつたと思ふ。もつと法律に基づいてこの測量調査をして、かく信ずるといふなら裁定を堂々と下すべきである。そういうところに初めて法の權威もあるし、私は役所に対する信頼もあると思つておる。そういう点はどうして一併解決できないのか、どこに問題点があるのか、この点を一つお聞かせを願ひたいと思ひます。

○今井説明員 今伊藤先生がおっしゃいましたケースは、これは法律的に見ますと鉱業権者の連帯責任に、私はなると思ひます。かりに二つの炭鉱があ

ればその二分の一ずつ負ひ、こういう格好に法律的にはなるわけでございます。ただそれがどつちか一方だ、こういうふうな議論で紛糾いたしました場合には、若干時間がかかるといふ例も、私は現在ではあると思ひます。われわれもこういう場合に備へまして、実は前からそういう場合にはボーリングを一つやらないと、こつちも自信のある裁定、そういうことができませんので、科学的な鉱害測量という問題、現在いろいろ調査をいたしておりますが、来年度はこのボーリングの費用を予算に要求いたしておりまして、そういうふうな非常に紛糾した場合に、何らかそこに一つ科学的な方法を発見したい、こういうふうな考えをしております。

○伊藤(卯)委員 そういう場合には、その下を採掘しておる鉱業権者が三人おれば三人の連帯責任だといふ見方は私は正しいと思ふ。そこでそういう場合には、その三人から鉱害復旧に対する分担金を納付をさしておかれて、その上に立つて国の機関において復旧事業をしてやるといふことは、私はきわめてとりやうい當然な処置だと思ひます。そういう点が依然として放置されてあるということは許されぬと思ふ。そこで今局長おっしゃつたやうに、今度臨鉱法の改正にあつた、そういう点等十分考へてという御提案であるなら、私はこの改正案を見た上で、こ

調査が不十分といふか、あるいは役所が責任をとりたくないといふのか、そういうところからよつて起つておる炭鉱災害というやうなもの、このひといこを御存じだと思ふ。たとえば数年前から筑豊において東中鶴とか、先般に

おいては豊州炭鉱といふか、ああいう膨大な数の人が水没のために坑内で死んでしまつておられます。その遺体自身はなかなかあげられないという状態になつてしまつておられます。ところがそれはその山を掘つたことからは何十年か前にはなくて、あれは何年か何十年前に、他の鉱業権者がその近くを掘つておつた。その古洞といふ一つの坑内から、そこにたまつておつた水が浸水をしてきて、そのために採掘しておる現在の山が水没して、犠牲者を出すといふことになつた。こういう点については、すでに役所の方でそれだけの炭鉱の坑内の採掘の図面というものは正確なものはあるはずなんです。これは必ずなければならぬ。そのためにちゃんとその役所にそういう機

地を調査しておるはずなんです。そうすれば何十年前に掘つた炭鉱といふことも、坑内の図面というものはあるはずなんです。そうすれば新しく採掘をする山がそのやうい方向に進んでいくなら、近くに古洞があるからその方は採掘禁止をされるはずであります。ところがそういう点等を指示されたといふところからこの古い坑内にたまつた水が落ち込んで、ああいう大きな事件を引き起しておる。そういう点は役所が十分に調査をされたらわかつておるはずだが、そういう点について、一体十分調

査をしたものがあるのかどうか、何ゆゑあるならそういう点に對してもつと監督をきかして、その災害防止をする方法がでないのか、そういう点について一つ責任のある、もつと明確な答弁をしてもらいたい。

○今井説明員 豊州炭鉱の大事件につきまして、返す返すも遺憾にたえない次第であります。これは結局古洞から端を発したわけでございますが、これは東中鶴の場合とか、三十二年から三年にかけまして古洞の水に、探掘の場合にぶち当たりまして、それから大きな災害を起しまして、委員会等でもいろいろ御決議になり、それに従ひまして、三十三年の終りから古洞調査を、予算をいただいて実は実施して参りました。現在五割ないし六割程度まで進んでおります。従つてそういうできました古洞の図はそれぞれ通産局で持ちまして、実際の探掘の場合、施業案の認可の場合には、それを十分周知徹底させまして、探掘の場合に古洞に當てないよう、くれぐれも注意をいたしておる次第であります。このたび起りました豊州炭鉱の災害は、実は現在豊州炭鉱の掘つておる探掘の場所と少し離れておりますところに、浅いところに古洞がございまして、それが自然発火をいたし、それから川底が落ち込んで水が出た、こういう事故でございまして、古洞調査の際には、いろいろ調査をいたしましたが、そういう浅いところにある古洞、しかも現在探掘している場所とは相当離れておりますので、その辺の古洞につきましても、十分把握され、発見され得なかつたという点が、実は返す返すもわれわれ

れとしては残念に思ひます。それは通産局には昔からそういう探掘の図面というものは、いろいろ完備いたしておつたのでありますが、御承知のように戦争の惨禍で焼けてまして、現在そういうものがございせんので、実は鋭意古洞調査を実施して整備に努めてゐるという状況でございまして、何分探掘の場所の近くの古洞というものに重点を置いてやりましたので、今回の豊州炭鉱の場合には発見できなかった。しかしこの事故にかんがみまして、われわれもいたしまして古洞の調査の方法を、今までのような探掘場所の近くだけではないで、やはりその付近に川や沼があるという場合には、もつと広範囲に古洞というものを徹底的に調査しない

と、これはどこへどう続いているかわかりませんので、特に川や沼がある付近における古洞の調査につきましては、直ちにそういう通告を地方に出しまして、もう一べん再調査をやれ、こういうふうな指令をいたしました。それから先ほどもちよつと申しましたように、古洞というのは現地でいろいろと古い人にも聞きまして、そういう調査をいたしておりますが、やはり徹底的にやりますにはどうしてもボーリングをやらないければなりませんので、来年度からボーリングもあわせて実施したい、こういうふうに考へて、こういう古洞による事故については、今後ともこういうことを繰り返さないように、一つ十分注意をいたしたいと考へております。

○伊藤(卯)委員 苦しくなつてくると通産局が焼けて図面がなくなつた、こゝろおつしやるが、通産局が焼けたのはいつです。

○今井説明員 戦争中でございます。○伊藤(卯)委員 何年ごろですか。○今井説明員 これは各地によつて違ひますが、昭和二十年か十九年と思つております。

○伊藤(卯)委員 私の何つておるのは筑豊炭田地区のことを何つておるので、従つて福岡通産局が焼けたのを何つておるのですが、二十年ごろですか、それは非常に違つておるはしませんか。

○今井説明員 確かなあれはわかりませんが、十九年か二十年の、あの戦争の際に通産局が焼けて、その際に昔からありました坑内の図面を全部焼いてしまつた、こういうことになつております。

○伊藤(卯)委員 その年数は私は一年や二年を争うものではないが、私の知る限りにおいては焼けてから二十年以上たつておる、私はこう思つております。そこで二十年もたつてまだ図面がでないのですか。そうなつたら私は一体いつできるか、これを疑わざるを得ない。そこでほとんどの古い炭田地区における大きな災害というものは、大部分が昔掘つた古い坑内に水がたまつておる。それからまたガスが発生しておる、そういうこと等からよつて起つておる災害なんです。だから従つてその方面に真剣に取り組んで対策を立てられるなら、対策はあながち立たぬことではないと思つております。そういう点についてもうやはり真剣に――一回起れば何十人あるいは百名近くの人が水没してしまふわけですから、これはほんとうに私は真剣に取り組んでもらわなければならぬと思うのです。

それから今豊州炭鉱の問題について、いろいろ局長が答弁されておりましたが、あすこの問題について、今おつしやつた古洞からガスが発生しておつたやうであるが、そのガスがどこになくつてきたか、他の古洞の方に逃げていつているのではないか。そこで来年の入梅時から夏になれば、その全体が今復旧作業をやつておる方に落ち込んでくる危険性がある。そうなる

と何百人の人がまた一挙にのみ込まれてしまふという危険があるということ、戦々きよきよとしておること、は事実です。そういう点において今のああいふ形で復旧作業をやらせて、そういう大事件を起させないやうにやれるという自信が持てますかどう

か。これをばつきりして下さい。

○今井説明員 川底から陥落いたしました、それは鉱害でございまして、その鉱害の復旧は現在建設省で復旧作業をやつていただいておりますが、そのすぐわきにある古洞の炭層が燃えておる。これはガス等も含まれておる。これはガス等も含まれておる。まして相当な熱気を帯びておりますので、早くこいつを消火しないと、やはり工事は危険であるという問題もございまして、まず一つ消火に全力をあげてやつておるといふ状況でございまして、これ等につきましては最近現地の対策委員会でもほぼ結論が出ておりますし、一部田川市の方で、その消火につきましての斜坑を今掘つておられます。大体炭層に着きましたやうな状況でございまして、できるだけ消火を早くやり、ガスをなくし、川底の工事というもののつきまして危険のないやうに、現在十分注意をいたしております。

○伊藤(卯)委員 今お尋ねしましたやうに、入梅時になりますと、再び川底が抜けてくる危険性がある。そうすると一回古洞から新しい坑内に水が入つて参りますと、地盤の全部がゆるんでくるわけでありまして、従つて再度大きな災害を起す危険性が非常に多いというのです。その危険性があるなら危険性のある上に立つて、一体そのまゝの形でやらせた方がよいのか、どうした方がよいのか、これは監督官庁として真剣にお考えにならないければならぬ問題だと思ひます。今ここで私が局長にその問題を追及しまして、局長自身もなかなかそれは判断のつかない問題だと思ひますから、この点については、再びその川底が抜けて、この前起こした事件の何倍というやうな大きな犠牲者を出さないやうに、どうしたらその対策、措置が立てられるのかという点について、具体案を至急一つこの冬のうちに立ててもらいたい。そしていづれこれは通常国会にでもなりましたら、従つてこの臨鉱法の改正法案でも出されて参りましたら、あわせてそのときにこの問題に對して完全なる対策成れりやいなやという点について私はお尋ねしますから、それまでに十分の対策等について用意、準備をしておいてもらいたい。そうしない

と、下手をしますと、来年の入梅どきから、そこで私はこれは非常に強く、大臣もお聞きになつてゐることで、訴えておきますから、その対策を十分当局が立てられないで、再度何百人というやうな犠牲者でも出すやうなことに

伺います。
○今井説明員 おっしゃるように、こ

とを苦しまぎれにやっておるといふことが現状ですが、こういう市町村に対

それから最後に一点伺っておきたいのは、鉱業法改正の提案の時期について

けです。それを掘られたのでは、工業用水がなくなってくる、あるいは工場

出すだけの段階になっておりますかどうか、私がここで責任を持ってお答え

する資料をまだ十分握っておりませんので、至急にその点は勉強いたします。

○伊藤(卯)委員 先ほどお尋ねしましたように、来るべき通常国会に改正鉱業法案というものを提出するという考案に立つて、大臣は進めておられるかどうか、また、そういう点をどのように見ながら進めさせておられるかどうか、その点について、大臣の責任の持てる点を、一つ御答弁願っておきたい。

○椎名国務大臣 今申し上げたように、実はまだ十分に勉強する時間がないので、是非に根本的な法制でございまして、はつきりどうも来るべき通常国会には全面的な改正案を出すという運びになっておられるかどうか疑わしいと、私は考えております。

○伊藤(卯)委員 事務当局が進められておられる状態から見れば大体見当がつくと思うが、これを担当して責任を持っておられる政府委員の方から一つ御答弁を願いたいと思います。

○今井説明員 伊藤先生にちょっとお断わり申し上げますが、鉱業法改正はわれわれももちろん参加をいたしておりますが、現在は鉱山局が中心になってまして、鉱業法改正審議会を今続行中である、こういうことでございます。私もこの審議会に参加をいたしておりますので、これの審議会に参加して一員としての何かから申し上げますと、何分根本的な問題まで掘り下げておりますので、やはり三十六年度一ぱいぐらいはかかるんじゃないか、こういうふうには私は推測いたしております。これはもう少し詳細な、具体的な、はつきりした見通しにつきましては、いずれ鉱山局長と、もう少し相談いたしまして、

お答えすることにしたしたいと思います。

○伊藤(卯)委員 それでは本特別国会中に、なおまだこれらの問題について御審議を進められるということも伺っておりますので、その際鉱山局長に出席してもらいまして、十分この点を確かめることにいたしまして、私の質問はきょうはこの程度にいたしたいと思います。

○中川委員長 この際、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案により、石炭鉱害復旧に関する件について、本委員会において決議せられた旨の動議の提出がされております。まず趣旨の説明を聴取いたします。中村幸八君。

○中村(幸)委員 私は自由民主党、日本社会党、民主社会党三党を代表いたしまして、石炭鉱害復旧に関する決議案を提出する動議を提出いたします。まずその案文を朗読いたします。

石炭鉱害復旧法は、施行以来臨時石炭鉱害復旧法は、施行以来多大の成果を挙げ今日に至つて、鉱害の現状は累積鉱害量約二百五十億円、毎年発生鉱害量約三十億円に上ることが予想され、さらに最近の石炭産業合理化の進展に伴い、鉱害問題の処理は一層困難の度を加えており、今後とも長期に亘る計画的鉱害復旧の遂行が必要である。

しかるに同法律は昭和三十七年七月末日までに廃止されることとなつて、同法律の失効に對する鉱害地域住民の不安と関係者間の摩擦を防止し、鉱害復旧の円滑な遂行を

期するため、同法律の期間延長を骨子とする改正案を次期通常国会に提出すべきである。

なお、同法律の根本的改正については、現在政府において検討中の鉱業法改正と併行して、早急に結論を出すべきである。

臨時石炭鉱害復旧法は、昭和二十七年制定施行以来、鉱害の復旧について多大の効果をあげて、鉱害地域の民生の安定と国土の有効な利用、さらに保全に資するところ大なるものがあつたのであります。しかるに同法は十年間の限時法となつており、昭和三十七年七月末日までに廃止されるべきこととされてゐるために、鉱害地域の住民は不安を抱いておられます。鉱害復旧が円滑に施行されなくなるのではないかと、この危惧の念が広まりつつあるように聞いております。本年政府が行なつた鉱害事業量の調査によつて見ましても、全国になお二百五十億円をこえる鉱害が累積いたしておりまして、今後十年間にさらに三百億円に上る鉱害の発生が予想されておるのであります。特に今後石炭産業の合理化が進展するに伴い、相当多数の非能率炭鉱が終山を余儀なくされるものと思われ、非能率炭鉱のうちには多額の鉱害をかかえているものが少なくなく、この処理をめぐつて炭鉱と被害者の間に深刻な対立が生じ、社会不安を醸成するに至る場合も予想されるのであります。これら累積鉱害を早急かつ円滑に処理するためには、現在鉱害復旧にあたつて隘路となつてゐる資金面について措

置することが必要であり、鉱害復旧事業の融資機能を強化するなどの措置を講ずべきであると考えます。また賠償義務者が判明しないために、地元住民を不安に陥れる場合がありまして、その危険に對処する手段も至急に講ずる必要があるものであります。

以上の点にかんがみまして、政府は早急に同法を延長することを骨子とする改正案を次期通常国会に提出して、これら住民の不安感を一掃するとともに、同法の施行期限が迫つておるところから、現在生じておる諸種の摩擦を解消し、鉱害復旧が円滑に継続実施されるよう措置を講ずべきであると考えます。

なお、その他臨時石炭鉱害復旧法につきましても種々改正すべき点を各方面から指摘されているところであります。したが、これについても、現在政府において審議が進められておるところの鉱業法の検討と並行して、慎重検討の上結論をまとめて、可及的すみやかに改正案を提出すべきであると考えます。

以上、提案の趣旨を御説明申し上げます。何とぞ全会一致をもつて御賛同あらんことをお願いいたします。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終りました。本動議につきましては、別に発言の通告がありませんので、本動議の通り議決し、議長に報告の上、関係方面に参考送付することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたしました。

この際通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

す。通商産業大臣椎名悦三郎君。

○椎名国務大臣 鉱害の問題につきましては、ただいま御決議がございまして、その趣旨に沿つて尽力をいたしたい所存でございます。

○中川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より理事会、十五分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時四分散会

〔参照〕

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕